

島田市会計年度任用職員募集案内別表

No. 133

職種		勤務形態		応募資格(必要な資格)					
I	指導員	パートタイム		有	・教員免許を有するもの ・中学校の部活動について豊富な知識や経験を有する者				
業務内容		・学校部活動の地域展開の推進に向け、各中学校の校長、教頭等との協議並びに学校部活動の顧問を務める教員及び地域クラブの運営者・指導者に対する指導・助言を行う ・学校教育課の事務補助全般 等							
雇用期間	開始日	令和	8	年	4	月	1	日	※任用後、1月間は条件付採用となります。
	終了日	令和	9	年	3	月	31	日	
勤務日		月曜日から金曜日							
1日の勤務時間		午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで 〔 うち 6 時間 以内 〕 ※勤務日及び勤務時間は所属長の指定により変更する場合があります。							
週の勤務時間		30 時間							
休憩時間		60 分							
給料・報酬		月額 169,858 円から							
手当等		【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給							
社会保険		健康保険	加入	厚生年金	加入	雇用保険	加入		
週休日・休日		週休日 (土曜日、日曜日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月28日 から 令和9年1月3日 まで							
就業場所	場 所	学校教育課							
	住 所	島田市中央町1番の1							
そ の 他		・勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがあります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。							
特記事項		・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに) ・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中で勤務時間及び給料・報酬が変更となる可能性あり							
問合せ先		所管課	学校教育課 学校教育係				電話	0547-36-7955	

※今後の予算状況等により、募集内容や人数が変更する場合があります。